

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会 規約

(名 称)

第1条 この協議会は、高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目 的)

第2条 本協議会は、技術職員数が限られるなかでも的確なインフラメンテナンスを実施するため、複数自治体のインフラを群として捉え、広域的・効率的・効果的なマネジメントの実施を目指す。

(定 義)

第3条 本規約において橋梁・トンネル・附属物とは、地方公共団体が管理する道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う点検の対象施設をいう。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 橋梁・トンネル・附属物の点検等業務
- (2) 橋梁・トンネル・附属物の長寿命化修繕計画の策定及び更新に関すること
- (3) 橋梁・トンネル・附属物の修繕工事の発注図書作成及び施工監理業務等
- (4) 研修及び技術講習会の開催など、自治体職員の技術力向上に関すること
- (5) 道路事業の執行や技術的相談等に関すること
- (6) その他、協議会が必要と認めた事業

(組 織)

第5条 本協議会は、第2条の目的を達成するため、高知県、公益社団法人高知県建設技術公社(以下、建設技術公社という)及び、高知県内の市町村で構成する。

2 構成員は別紙のとおりとする。

(役員・職務)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 協議会の会長は、高知県土木部 道路課長をもってあてる。
- 3 協議会の副会長は、建設技術公社 理事長をもってあてる。

4 会長は、協議会を代表し、その活動を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(事務局)

第7条 事務局は高知県土木部道路課に置く。

(総会)

第8条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 総会の議長は、会長又は会長が指名した者とする。

3 総会は、会長の判断により書面にて開催することができる。

(役割分担)

第9条 協議会が実施する第4条に示す事業の役割分担は次のとおりとする。

(1) 高知県が担う事業

- ・橋梁・トンネル・付属物の長寿命化修繕計画の策定及び更新に関すること
- ・研修及び技術講習会の開催など、自治体職員の技術力向上に関すること
- ・道路事業の執行や技術的相談等に関すること

(2) 建設技術公社が担う事業

- ・橋梁・トンネル・附属物の地域一括発注を含めた点検等業務
- ・橋梁・トンネル・附属物の修繕工事の発注図書作成及び施工監理業務等
- ・市町村職員を対象とした研修

(3) その他、協議会が必要と認めた事業の役割分担は、その都度、会長が決定する。

(建設技術公社が担う事業に要する費用の負担)

第10条 第9条に規定する事業のうち、建設技術公社が担う事業については、依頼する自治体が費用を負担する。

(規則の改正)

第11条 本規約の改正等は、会長の承認により行う事ができる。ただし、軽微な改正等については、事務局で行い、会員に通知するものとする。

(その他)

第12条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度、会長と副会長が協議して定めるものとする。

附 則

本規約は、令和7年12月 22 日から施行する。

(規約第5条 別紙)

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会 構成員名簿

| | 団体名 | 役職 | 備考 |
|-----|-----------------|-----------|-----|
| 会長 | 高知県 | 土木部道路課長 | 事務局 |
| 副会長 | 公益社団法人高知県建設技術公社 | 理事長 | |
| | 高知市 | 道路整備課長 | |
| | 室戸市 | 建設土木課長 | |
| | 安芸市 | 建設課長 | |
| | 南国市 | 建設課長 | |
| | 土佐市 | 建設課長 | |
| | 須崎市 | 建設課長 | |
| | 宿毛市 | 土木課長 | |
| | 土佐清水市 | まちづくり対策課長 | |
| | 四万十市 | まちづくり課長 | |
| | 香南市 | 建設課長 | |
| | 香美市 | 建設課長 | |
| | 東洋町 | 産業建設課長 | |
| | 奈半利町 | 地域振興課長 | |
| | 田野町 | 産業建設課長 | |
| | 安田町 | 経済建設課長 | |
| | 北川村 | 経済建設課長 | |
| | 馬路村 | 建設課長 | |
| | 芸西村 | 土木環境課長 | |
| | 本山町 | 建設課長 | |
| | 大豊町 | 産業建設課長 | |
| | 土佐町 | 建設課長 | |
| | 大川村 | むらづくり推進課長 | |
| | いの町 | 土木課長 | |
| | 仁淀川町 | 建設課長 | |
| | 中土佐町 | 建設課長 | |
| | 佐川町 | 建設課長 | |
| | 越知町 | 建設課長 | |
| | 梶原町 | 環境整備課長 | |
| | 日高村 | 建設課長 | |
| | 津野町 | 建設課長 | |
| | 四万十町 | 建設課長 | |
| | 大月町 | 建設環境課長 | |
| | 三原村 | 農林業建設課長 | |
| | 黒潮町 | まちづくり課長 | |

様式 1 (点検等業務・発注図書作成業務・施工監理業務 依頼書)

〇〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇日

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会 会長 様

〇〇市長

令和〇年度 (点検等業務・発注図書作成業務・施工監理業務) 依頼書

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会規約第 4 条に基づき、次の (点検等業務・発注図書作成業務・施工監理業務) の実施及び技術的支援を依頼します。

1. 業務内容 橋梁点検 (道路法第 7 7 条)
2. 路線名等 町道〇〇線ほか
3. 対象施設 〇〇橋ほか (別添 対象施設一覧表のとおり)
4. 担当 〇〇課〇〇 (TEL : ●●-●●-●●)

様式 2 - 1 (長寿命化修繕計画の策定及び更新確認業務依頼書)

〇〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇日

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会 会長 様

〇〇市長

令和●年度 長寿命化修繕計画の策定及び更新確認業務依頼書

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会規約第 4 条に基づき、次の長寿命化修繕計画の確認及び技術的助言を依頼します。

1. 依頼計画 ●●市橋梁長寿命化修繕計画
2. 担 当 〇〇課〇〇 (TEL : ●●-●●-●●)

様式 1 (点検等業務・発注図書作成業務・施工監理業務 依頼書)

〇〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇日

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会 会長 様

〇〇市長

令和〇年度 (点検等業務・発注図書作成業務・施工監理業務) 依頼書

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会規約第 4 条に基づき、次の (点検等業務・発注図書作成業務・施工監理業務) の実施及び技術的支援を依頼します。

1. 業務内容 橋梁点検 (道路法第 7 7 条)
2. 路線名等 町道〇〇線ほか
3. 対象施設 〇〇橋ほか (別添 対象施設一覧表のとおり)
4. 担当 〇〇課〇〇 (TEL : ●●-●●-●●)

様式 2 - 1 (長寿命化修繕計画の策定及び更新確認業務依頼書)

〇〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇日

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会 会長 様

〇〇市長

令和●年度 長寿命化修繕計画の策定及び更新確認業務依頼書

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会規約第 4 条に基づき、次の長寿命化修繕計画の確認及び技術的助言を依頼します。

1. 依頼計画 ●●市橋梁長寿命化修繕計画
2. 担 当 〇〇課〇〇 (TEL : ●●-●●-●●)

様式 2-2 (長寿命化修繕計画の策定及び更新確認業務への回答書)

事 務 連 絡

令和〇年〇月〇日

〇〇市長 様

高知県道路インフラ群マネジメント推進協議会 会長

令和〇年度 長寿命化修繕計画の策定及び更新確認業務回答書

令和●年●月●日付けにて提出のありました長寿命化修繕計画の確認依頼書に基づき、必須項目を確認した結果、下記のとおり回答します。

記

1. 計画名:●●市トンネル長寿命化修繕計画
2. 必須項目の記載確認結果(補助の申請に必要な項目)

※記載のある項目は□、記載のない項目は■

(1)計画全体の方針

- 老朽化対策における基本方針
- 新技術等の活用方針
- 費用の縮減に関する具体的な方針
- 集約化・撤去等による費用縮減に関する記載
- 新技術の活用による費用縮減に関する記載

(2)個別の構造物ごとの事項(一覧表形式等で整理)

- 構造物の諸元
- 直近における点検結果及び次回点検年度
- 対策内容
- 対策の着手・完了予定年度
- 対策に係る全体概算事業費